

塩尻市発電利用に供する木質バイオマスの代行証明に係る事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、森林所有者等が発電のための燃料として市内の森林から木質バイオマスを供給するに当たり、発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（平成24年6月18日林野庁公表）に基づき、当該木質バイオマスが間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであり、かつ、適切に分別管理されているものであることを市が代行して証明することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 間伐材等由来の木質バイオマス 間伐材並びに森林経営計画、国有林野施業実施計画若しくは公有林野等官行造林地施業計画の対象となっている森林、保安林又は保安施設地区の区域内の森林から法令の規定により伐採及び搬出された木材に由来するバイオマスをいう。
- (2) 一般木質バイオマス 間伐材等由来の木質バイオマス及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第2条第2項の建設資材廃棄物以外の木質バイオマスであって、山林から法令の規定により伐採及び搬出された木材に由来するバイオマスをいう。
- (3) 代行証明 発電利用に供する木質バイオマスが間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであり、かつ、適切に分別管理されているものであることを、市がこれら木質バイオマスの伐採及び搬出を行った者に代わり証明することをいう。

(対象者)

第3条 代行証明の対象者は、市内の森林から木材を伐採及び搬出する者のうち、森林、林業、木材産業関係団体及び発電の燃料として木質バイオマスを供給する事業者の団体（以下「業界団体」という。）からの認定を受けていない者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、木材の伐採及び搬出を業とする者を除くものとする。

- (1) 森林所有者又は当該者からの委任に基づき木材の伐採及び搬出を行う個人
- (2) 財産区
- (3) 林野利用農業協同組合
- (4) 生産森林組合
- (5) 区、地区その他の地縁による団体
- (6) 森林に関わる活動を行っている市民活動団体（団体の定款、規約等を有し、かつ、代表者及び構成員が明らかである団体に限る。）

(証明の申請等)

第4条 代行証明を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、発電利用に供する木質バイオマスの証明申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の各号のいずれかに該当する書類の写しを添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 伐採届適合通知書
- (2) 保安林伐採許可書
- (3) 森林経営計画認定書及び森林経営計画に係る届出書（森林法（昭和26年法律第249号）第15条に規定する届出書をいう。以下同じ。）
- (4) その他森林法に定める要件を満たすことを証する書類

2 市長は、申請書の提出があったときは、申請に係る書類の審査及び現地調査を行い、適切であると認めたときは、発電利用に供する間伐材等由来の木質バイオマス・一般木質バイオマス証明書（様式第2号。以下「証明書」という。）を申請者に交付するものとする。

(公表)

第5条 市長は、証明書を交付したときは、当該証明書に係る申請者の氏名、木質バイオマスの種類、伐採箇所等の情報を、市ホームページへの掲載その他市長が必要と認める方法により公表するものとする。

(書類の整備)

第6条 証明書の交付を受けた者（以下「被証明者」という。）は、第4条第1項の申請に係る書類及び当該証明書に係る木質バイオマスの取引に関する書類を整備し、当該証明書の交付の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(立入検査)

第7条 市長は、必要があると認めたときは、被証明者による木質バイオマスの取扱いの状況について立入検査を行うことができる。

2 市長は、被証明者が前項の規定による立入検査に正当な理由なく応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出したときは、証明を取り消すことができる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年9月1日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

発電利用に供する木質バイオマスの証明申請書

年 月 日

（あて先）塩尻市長

住所
申請者 氏名 印
電話番号

発電利用に供する木質バイオマスの証明を受けたいので、次のとおり申請します。なお、伐採等に当たっては森林法等に基づく適切な手続きを行ったことを誓約します。

また、市が証明するに当たって、本申請の情報を公表することに同意します。

木質バイオマス等の種類		☐ 間伐材等由来の木質バイオマス ☐ 間伐材 ☐ 森林経営計画等の対象森林から伐採及び搬出された木材 ☐ 保安林から伐採及び搬出された木材 ☐ その他（ ） ☐ 一般木質バイオマス
伐採箇所	森林所有者住所	☐ 上記住所と同じ
	森林所有者氏名	☐ 上記氏名と同じ
	森林の所在場所	（林小班 ）（ 普通林 ・ 保安林 ）
樹種		
伐採面積		h a

数量		m ³
販売計画	販売先事業者名	
	販売数量	m ³
業界団体からの認定を受けられない理由		☐ 木材の伐採及び搬出を業としていないため ☐ その他（ ）
木質バイオマスの分別管理		分別場所
		分別方法
		帳票管理 方法
		☐ 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの一方のみを取扱うため分別管理を要しない
添付資料		☐ 伐採届適合通知書 ☐ 保安林伐採許可書 ☐ 森林経営計画認定書及び森林経営計画に係る届出書 ☐ その他森林法に定める要件を満たすことを証する書類（ ）

(注) 該当する□にはレ印を記入してください。

様式第2号（第4条関係）

発電利用に供する間伐材等由来の木質バイオマス・一般木質バイオマス証明書

申請者 住所
氏名

次のとおり、発電利用に供する間伐材等由来の木質バイオマス・一般木質バイオマスであること及び当該バイオマスが適切に分別管理されていることを証明します。

年 月 日

塩尻市長

印

証明番号		第 号
木質バイオマスの種類		
森林の所在場所		
樹種		
伐採面積		h a
数量		m ³
木質バイオマスの分別 管理方法		
添付書類	文書の種類	
	交付期日及 び記号番号	年 月 日付 第 号
	交付者	
	伐採期間	年 月 日～ 年 月 日